

伊勢原市指定介護保険施設等指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条の規定による居宅サービス等（地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者（以下「居宅サービス担当者等」という。）に対して行う保険給付に関する文書のその他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼、又は質問若しくは照会に基づく指導、及び居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者（以下「居宅サービス実施者等」という。）に対して行う居宅サービス等の内容並びに介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示及び質問に基づく指導について、基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、居宅サービス担当者等及び居宅サービス実施者等（以下「介護保険施設等」という。）の支援を基本とし介護保険施設等が行う介護給付等に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）に関するサービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、伊勢原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年伊勢原市条例第10号）、伊勢原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第9号）、伊勢原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年伊勢原市条例第10号）、伊勢原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成27年伊勢原市条例第8号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第129号）、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）等（以下「条例等」という。）に定める介

護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態等)

第3条 指導の形態は、集団指導及び運営指導とする。

- 2 集団指導は、市長が指定又は許可の権限を持つ介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、オンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。)の活用による動画の配信等による実施も可能とする。
- 3 運営指導は次の各号のいずれかの形態により行う。
 - (1) 市長が単独で行うもの(以下「一般指導」という。)
 - (2) 厚生労働大臣又は神奈川県知事と合同で行うもの(以下「合同指導」という。)
- 4 運営指導は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める指導を、原則として実地において行う。ただし、実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施する場合があるものとする。
 - (1) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質(施設及び設備並びに利用者等に対するサービスの提供状況を含む。)に関する指導
 - (2) 最低基準等運営体制指導 条例等に規定する運営体制に関する指導(次号に掲げるものを除く。)
 - (3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
- 5 運営指導は、原則として指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。ただし、地域密着型サービス(居住系サービス又は施設系サービスに限る。)については、3年に1回以上の頻度で行う。
- 6 運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、第4項第1号及び第2号に掲げる指導については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目(以下「確認項目」という。)及び標準的な確認すべき文書(以下「確認文書」という。)に基づき実施する。この場合において、サービス種別毎の確認項目及び確認文書については、厚生労働省が定めるところによる。
- 7 運営指導(第4項第1号及び第2号に掲げる指導に限る。)においては、確認項目以外の項目は特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については、当該各号に掲げる指導形態に応じて、当該各号に定める方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象 市長が指定又は許可の権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行う。ただし、より一層内容の理解が図られるよう、市長はその指導内容等により、サービス種別毎の実施や新規指定又は管理者の変更があった介護保険施設等を対象として別途実施する等の方法をとることがある。

(2) 運営指導の対象 一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、原則毎年度、計画的に実施できるよう市長が介護保険施設等を選定し、合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

2 市長は、神奈川県知事及び他の市町村長との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(集団指導の方法等)

第5条 集団指導については、その日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2か月前までに通知する。

2 集団指導に参加しなかった介護保険施設等に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(運営指導の方法等)

第6条 運営指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、運営指導の根拠規定、目的、日時、場所、指導担当者、介護保険施設等の出席者（役職名等で可）、準備すべき書類等及び当日の進め方等を文書により当該介護保険施設等に原則として1か月前までに通知する。ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、運営指導の開始時に通知する。

2 運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。この場合において、施設及び設備並びに利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができるものとし、その活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

3 運営指導にあたっては、次に定める事項に留意する。

(1) 運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保

険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と市の双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

- (2) 同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。
 - (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）等、介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。
 - (4) 運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写等については1部とし、自治体が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。
 - (5) 利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1人又は2人の利用者についてその記録等を確認する。
 - (6) 実施体制等により単独での実施が困難な場合や第3条第5項で規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、法第24条の2第1項第1号に規定する指定市町村事務受託法人及び法第24条の3第1項第1号に規定する指定都道府県事務受託法人の活用をすることができる。
- 4 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日文書によってその旨を通知する。
- 5 市長は、当該介護保険施設等に対して、文書で通知した事項については、文書により報告を求めるものとする。

（監査への変更）

第7条 運営指導を実施中に、次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに伊勢原市地域密着型サービス事業者等監査要綱（令和4年伊勢原市告示第129号）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 条例等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

- (2) 介護報酬請求について、不正を行っていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると思われる場合又はその疑いがあると認められる場合
(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年9月30日告示第128号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年10月1日から施行する。
（伊勢原市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱の廃止）
- 2 伊勢原市指定地域密着型サービス事業者等指導要綱（平成31年伊勢原市告示第57号）は、廃止する。